

鳥取県告示第521号

平成20年5月30日付鳥取県告示第402号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について）の一部を次のように改正し、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年9月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

17の項を次のように改める。

17 公示番号 海区第15号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類（ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ）小割り式養殖業	1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置 境港市地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第43号 境港防波堤先端灯台

(ア) 基点第43号から135度30分（真方位）3,600メートルの点

(イ) 基点第43号から143度15分（真方位）4,210メートルの点

(ウ) 基点第43号から153度30分（真方位）3,770メートルの点

(エ) 基点第43号から150度45分（真方位）3,460メートルの点

(オ) 基点第43号から138度30分（真方位）3,420メートルの点

(2) 免許予定日 平成23年11月1日

(3) 申請期間 平成23年9月7日から同年10月6日まで

(4) 地元地区 境港市

(5) 制限又は条件

ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては、灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成23年11月1日から平成25年8月31日まで